

平成 30 年度日本栄養士会河村育英資金受給者の募集要項

【育英資金の目的】

日本栄養士会は、後進の管理栄養士を育成するため、河村育英資金を設立し、奨学金を給付する。

【募集概要】

国民の管理栄養士に求める業務は複雑多様化している。管理栄養士は、専門職業人としてこれらに応え、国民の健康づくり、疾病の重症化防止に努めることが使命と考える。

日本栄養士会では、将来の管理栄養士の役割、業務のあり方、制度等の向上に努めたいと考える管理栄養士に対して育英資金を給付する。

育英資金を希望する方は、規定の様式により応募すること。

【育英資金の概要】

期間：2年間とする。ただし、期間中に修了もしくは退学した時は、給付を停止する。

金額：年額 60 万円以内とする。

件数：原則として 2 名までとする。一度給付を受けた者には、再度給付しない。

返納：返納の必要はないが、管理栄養士の業務に関する各種活動（日本栄養士会雑誌等への投稿、各種委員会の委員の受諾等）にあたることとする。ただし、本資金の給付を不正に受けていることが判明した時は、理事会の決定により返納を求めることとなる。

【育英資金の該当者】

管理栄養士（見込者を含む）であって、大学院で栄養に関する高等教育を受ける者（予定者を含む）。

大学院は、栄養学先進国または国内とする。

【応募の方法および期間】

応募方法：別に定める申込書に必要事項を記入し、下記に提出すること。

〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

公益社団法人日本栄養士会 河村育英資金 係

申込期間：平成 30 年 5 月 15 日から 6 月 15 日（締切日必着）

選考・決定：日本栄養士会に設置する河村育英資金選考委員会にて審査し、該当者を決定する。

【申請書の記載、提出にあたっての注意事項】

- ・ 略歴は、高卒以上を記入。就職している者は施設名を、社会人入学のときはその旨と休職等の状況を記載すること。
- ・ 推薦者（所属施設の長、管理栄養士養成施設の学長等、および所属都道府県栄養士会長）を記入のうえ推薦文を添付すること。
- ・ 大学院の在校証明または合格証等を添付すること、ない時はその理由を付すこと。
- ・ 研究テーマ、研究の過程および指導者名（所属）を記載すること。